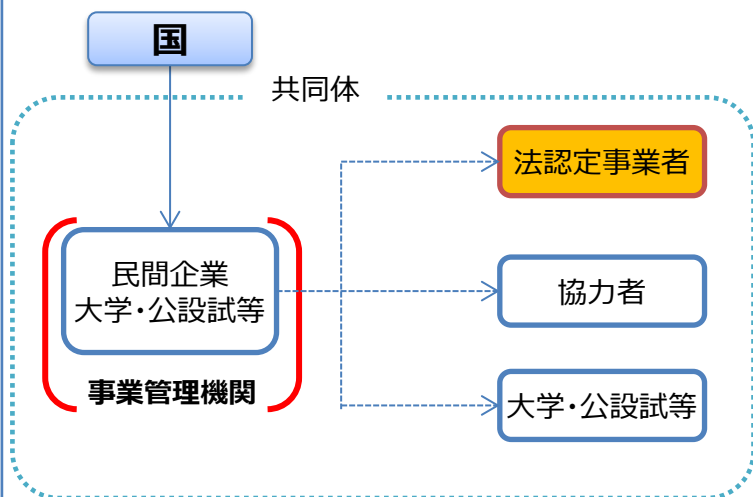


# サポーターティング・インダストリー支援事業

## 対象事業

中小企業が、産学官連携により取り組む  
研究開発に対する支援



## 事業期間

2～3年

## 補助上限

- 初年度  
4,500万円以下  
※うち、大学・公設試等の合計額  
1,500万円以下
- 2年度目  
初年度の2/3
- 3年度目  
初年度の1/2

## 補助率

2/3以内  
※事業管理機関が大学・公設試等の場合、  
大学・公設試等の補助率は定額

## 支援スキーム

### 中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律の目的

我が国製造業の国際競争力の強化及び新たな事業の創出を図るため、中小企業が担う特定ものづくり基盤技術の高度化に向けた研究開発及びその成果の利用を支援。

### 特定ものづくり基盤技術の指定（第2条第2項）

法律に基づく支援を行う対象となる、特定ものづくり基盤技術を国が指定。現在では12技術を指定。

デザイン開発技術	情報処理	精密加工	製造環境
接合・実装	立体造形	表面処理	機械制御
複合・新機能材料	材料製造プロセス	バイオ	測定計測

### 技術高度化指針（技術別指針）の策定（第3条）

特定ものづくり基盤技術ごとに、中小企業が目指すべき技術開発の方向性を指針として策定。

### 研究開発等計画の認定（第4条）

指針に基づいて、中小企業等が自ら行う研究開発計画を作成し、国が認定。

## 支援措置

**サポーターティング・インダストリー支援事業（競争的な補助金）**